

平成 27 年度における短期借入金の借換えについて

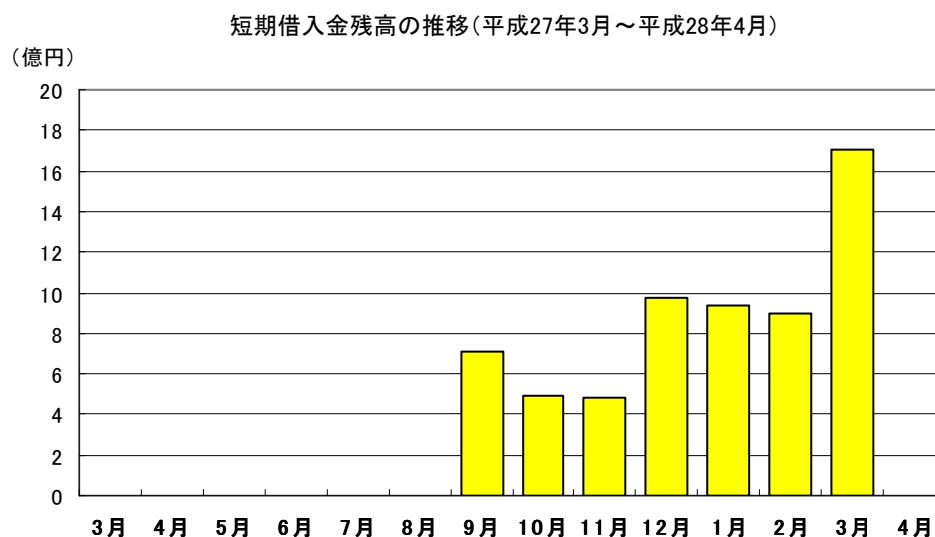
1、法的根拠と手続き

地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている。(地方独立行政法人法第 41 条第 1 項・第 2 号)

ただし、資金不足のため償還できないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える(年度越えする)ことができる。(第 41 条第 2 項但書)

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。(第 41 条第 4 項)

2、りんくう総合医療センターにおける短期借入金の状況



3、短期借入金の借換え金額

借換え見込額(短期借入残高見込額)	17 億円
借換える時期	平成 28 年 3 月 31 日

【算定の考え方】

①短期借入金残高(平成 28 年 2 月 29 日現在)	9 億円
②平成 28 年 3 月の借入予定額	8 億円
③平成 27 年度末短期借入見込額(①+②)	17 億円

(参考) 中期計画で定める短期借入金の限度額	25 億円
------------------------	-------

(補足資料)

短期借入の実施について

1、借入理由

9月及び3月は移行前地方債及び長期借入金の償還月であり、その額は約20億円であり、そのため資金不足が生じるため、銀行から借入を実施することとなりました。

しかしながら、給付団体等からの収入では返済できないため年度越えする見込みとなりました。

2、返済時期

4月に泉佐野市からの運営費負担金及び大阪府から大阪府泉州救命救急センターの負担金の収入があるため、それにより返済を行う予定である。

3、借換え金額

17億円

(参考資料)

地方独立行政法人法

(借入金等)

第41条 地方独立行政法人は、認可中期計画の第二十六条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金をすることができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして設立団体の長の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 設立団体の長は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。